協議第6号

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて承認を求める。

平成 19 年 10 月 23 日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸 山 政 史

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

- 1 議会の議員の定数及び任期の取扱いについては、市町村の合併 の特例等に関する法律(以下「法」という。)第8条第2項の規定 (定数特例)を適用する。また、合併後最初に行われる一般選挙 においては、法第8条第5項の規定(定数特例)を適用する。
- 2 議会の議員の報酬及び費用弁償の取り扱いについては、合併時に熊本市の例により統合する。

合併協議項目事業一覧 (議会の議員の定数及び任期)

協議番号	^{枝番号} 協議項目	部会名	提案	承認/継続	備考
6	議会の議員の定数及び任期の取扱い				
	1 議員の定数及び任期	総務部会	第10回	第10回 〇承認	
	2 議員報酬及び費用弁償	総務部会	第10回	第10回 〇承認	_

熊本市·富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名:総務部会

協議項目	6 議会の議員の定数及び任期の取扱い	小項目名	1 議員の定数及び任期
調整方針	市町村の合併の特例等に関する法律第8条第2項の規定(定数4特例)を適用する	(定数特例)を適用する。	また、合併後最初に行われる一般選挙においては、法第8条第5項の規定(定数

当教 の目 才 的中参	삐莲O.兲Mail가合	市町村の合併の特例等に関する法律第8条第9を第9を持つ。	年	インイヒの一阪送手にありては、Asho 条第 5 頃の規定(定数特例)を適用 する。		
況	富合町	1. 議員定数 10 人	2. 現員数 10 人	3. 地方自治法第 91 条に基づく上限数 18 人	4. 議員の任期 平成 22 年 7 月 29 日	5. 役職の任期議長 4年副議長 4年常任委員 4年議会運営 4年
珆	熊本市	1. 議員定数 48 人	2. 現員数 48人	3. 地方自治法第 91 条に基づく上限数 56 人	4. 議員の任期 平成 23 年 4 月 30 日	5. 役職の任期(原則)議長 4年副議長 4年常任委員 4年議会運営 4年
調査	市町名				 C ;	西

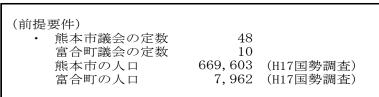
熊本市,富合町合併協議会 項目別調整内容

			作業部会名:総務部会
協議項目	6 議会の議員の定数及び任期の取扱い	小項目名 2 議員の報酬及び費用弁償	
調整方針	合併時に熊本市の例により統合する		
調	現	況	調整人目休的市珍
市町名	熊本市	富合町	明正公天体的行行
	 ・報酬 議長 822,000円 副議長 749,000円 助議長 749,000円 助議長 749,000円 助議長 749,000円 助議長 749,000円 財本手当 6月 報酬月額×1.2×1.45 12月 報酬月額×1.2×1.6 3月 報酬月額×1.2×1.6 3月 報酬月額×1.2×0.3 登議出席 5,000円~7,000円(日額) (距離に応じて3段階) 	1. 報酬 議長 332,000円 副議長 274,000円 護員 258,000円 2. 期末手当 6月 報酬月額×1.15×1.4 12月 報酬月額×1.15×1.6 ※平成17・18 年度は報酬及び期末手当の支給は10%減じて支給している。 3. 費用弁償 会議出席 1,000円(日額)	合併時に熊本市の例により統合する。

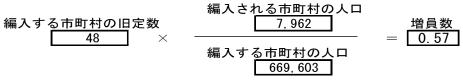
協議第6号 議会の議員の定数及び任期の取扱い

議員の定数及び任期の取扱いは、合併特例法に基づく協議項目です。編入合併の場合、編入される側の議会の議員はその身分を失うのが原則ですが、合併特例法では、激変緩和措置として新市の議員の定数や在任にかかる特例措置が設けられています。

【例】

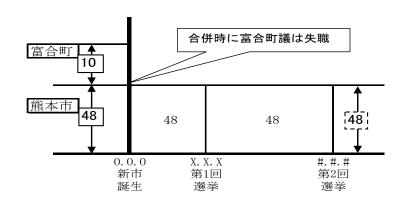


〇 増員数の算出方法

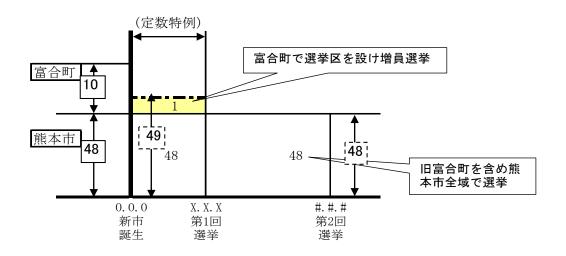


※ 増員数の端数は四捨五入、1未満は1とする。

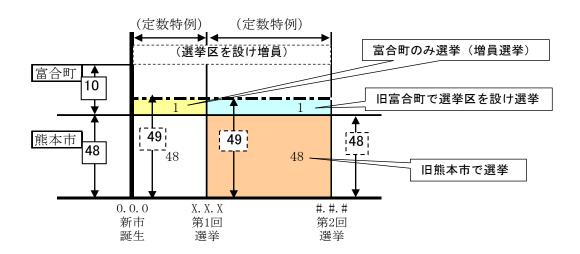
【1 市町村の合併の特例等に関する法律第8条及び第9条の規定は適用しない場合】



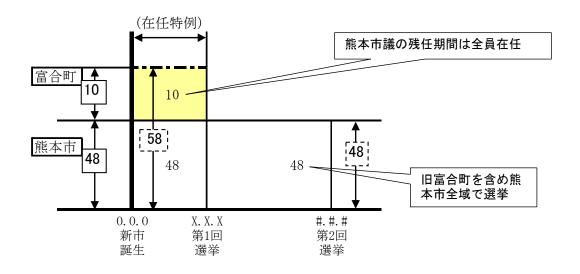
【2 市町村の合併の特例等に関する法律第8条第2項の規定(定数特例)を適用する場合】



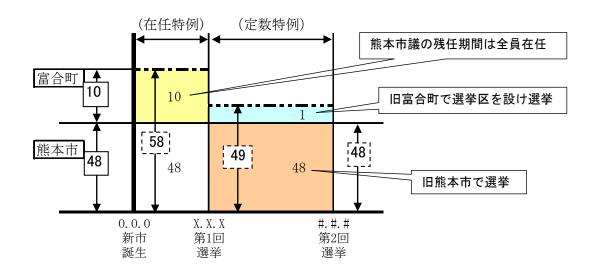
【3 市町村の合併の特例等に関する法律第8条第2項の規定(定数特例)を適用する。 また、合併後最初に行われる一般選挙においては、法律第8条第5項の規定(定数 特例)を適用する場合】



【4 市町村の合併の特例等に関する法律第9条第1項第2号の規定(在任特例)を適用する場合】



【5 市町村の合併の特例等に関する法律第9条第1項第2号の規定(在任特例)を適用する。また、合併後最初に行われる一般選挙においては、法律第9条第3項の規定 (定数特例)を適用する場合】



〇市町村の合併の特例等に関する法律

第二章 地方自治法の特例等

(議会の議員の定数に関する特例)

- 第八条 新たに設置された合併市町村にあっては、地方自治法第九十一条第二項の規定に かかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる選挙により 選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、同項に規定する数の二倍に相当す る数を超えない範囲でその議会の議員の定数を定めることができる。ただし、議員がす べてなくなったときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。
- 2 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあっては、地方自治法第九十一条の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り、その区域の全部又は一部が編入されることとなる合併関係市町村でとに、当該編入されることとなる合併関係市町村の当該編入される区域の人口(同法第二百五十四条に規定する人口によるものとする。第十六条第二項を除き、以下同じ。)を当該編入をする合併関係市町村の人口で除して得た数を当該編入をする合併関係市町村の議会の議員の定数(以下この項において「旧定数」という。)に乗じて得た数(〇・五人未満の端数があるときはその端数は切り捨て、〇・五人以上一人未満の端数があるときはその端数は一人とする。ただし、その区域の全部が編入されることとなる合併関係市町村においてその数が〇・五人未満のときも一人とする。)の合計数を旧定数に加えた数(以下この条及び次条第一項において「編入合併特例定数」という。)をもってその議会の議員の定数とすることができる。ただし、議員がすべてなくなったときは、第五項の規定により編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とする場合を除き、その定数は、同法第九十一条の規定による定数に復帰するものとする。
- 3 前項の場合においては、公職選挙法第十五条第六項及び第八項の規定にかかわらず、 編入された合併関係市町村ごとにその編入された区域により選挙区が設けられるものと し、かつ、当該選挙区において選挙すべき議会の議員の定数は、編入された合併関係市 町村ごとに前項の規定により算定した数とする。
- 4 第二項の規定により定数が増加する場合において行う選挙に対する公職選挙法の規定 の適用については、同法第十八条第一項中「第十五条第六項」とあるのは「第十五条第 六項若しくは市町村の合併の特例等に関する法律第八条第三項」と、同法第百十一条第 三項中「地方自治法第九十一条第五項」とあるのは「市町村の合併の特例等に関する法 律第八条第二項」と、「当該条例施行の日」とあるのは「市町村の合併(同法第二条第一 項に規定する市町村の合併をいう。)の日」とする。
- 5 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村が、第二項の規定により編入 合併特例定数をもってその議会の議員の定数とする場合においては、地方自治法第九十

- 一条の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間についても、編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とすることができる。ただし、その任期の満了すべき日前に議員がすべてなくなったときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。
- 6 第三項の規定は、前項の場合について準用する。
- 7 第五項の規定により定数が増加する場合において行う選挙に対する公職選挙法の規定 の適用については、同法第十八条第一項中「第十五条第六項」とあるのは、「第十五条第 六項若しくは市町村の合併の特例等に関する法律第八条第六項において準用する同条第 三項」とする。
- 8 第一項、第二項又は第五項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

(議会の議員の在任に関する特例)

- 第九条 市町村の合併に際し、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に当該合併市町村の議会の議員である者の数が地方自治法第九十一条の規定による定数を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもって当該合併市町村の議会の議員の定数とし、議員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなったときは、これに応じて、その定数は、同条の規定による定数に至るまで減少するものとする。ただし、第三項において準用する前条第五項の規定により編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とする場合において議員がすべてなくなったときは、この限りでない。
 - 一 新たに設置された合併市町村にあっては、市町村の合併後二年を超えない範囲で当 該協議で定める期間
 - 二 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあっては、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間
- 2 前項の規定は、前条第一項又は第二項の協議が成立した場合には適用しない。
- 3 前条第五項から第七項までの規定は、市町村の合併に際し、その区域の全部又は一部 が編入されることとなる合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の 被選挙権を有することとなるものが、第一項の規定により引き続き合併市町村の議会の 議員として在任することとした場合について準用する。
- 4 第一項又は前項において準用する前条第五項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。